

一体型と別立型の比較表(一体型:愛知県 別立型:青森県)

区分	愛知県(一体型)	青森県(別立型)	
条例名	手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	青森県手話言語条例	青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例
施行日	H28.10.18	R2.7.6	R2.3.27
目的	<p>(目的) 第一条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、<u>手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、手話についての理解及びその習得の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話についての理解及びその習得の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、<u>手話についての理解及びその習得の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とうろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の形成に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、障害者の意思疎通手段の利用の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、<u>障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の形成に寄与することを目的とする。</u></p>
定義	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。 二 コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段(障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。)をいう。 三 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 手話 ろう者が日常生活又は社会生活において手指の動き、表情等により思想、感情等を表現するために使用している言語をいう。 二 ろう者 聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 二 意思疎通手段 言語(手話を含む。)、点字、音訳、代筆、筆談、指文字、要約筆記、字幕、触覚を使った意思疎通、代読、実物及び絵図の提示、身振り、手振り、表情、コミュニケーションボード、意思伝達装置その他の障害者と他者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。 三 意思疎通支援者 手話通訳、点訳、音訳、要約筆記及び盲ろう者向け通訳・介助を行う者その他の障害者と他者との意思疎通を支援する者をいう。</p>
基本理念等	<p>(基本理念) 第三条 <u>手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。</u> 2 <u>手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であつて、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。</u> 3 <u>障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。</u></p>	<p>(基本理念) 第三条 <u>手話についての理解及びその習得の促進は、ろう者とうろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することが重要であるとの認識の下に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</u> 一 <u>手話についての理解を深めるための機会及び手話を習得する機会の確保が図られること。</u> 二 <u>県、市町村、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力すること。</u></p>	<p>(基本理念) 第三条 <u>障害者の意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することが重要であるとの認識の下に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</u> 一 <u>多様な意思疎通手段があることへの理解が深められ、意思疎通手段の利用の機会の拡大が図られること。</u> 二 <u>県、市町村、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力すること。</u></p>
県の責務	<p>(県の責務) 第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、<u>手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</u> 2 県は、市町村と連携を図りながら協力して、<u>手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進に取り組むものとする。</u></p>	<p>(県の責務) 第四条 県は、前条に定める手話についての理解及びその習得の促進についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、<u>手話についての理解及びその習得の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを実施するものとする。</u></p>	<p>(県の責務) 第四条 県は、前条に定める意思疎通手段の利用の促進についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、<u>障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</u> (障害者のための施策に関する基本的な計画に定める事項) (第八条) 県は、<u>障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画に障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項を定めるものとする。</u></p>
普及・啓発等理解を深める取組	<p>(啓発及び学習の機会の確保) 第九条 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、<u>手話言語の普及に関する啓発を行うよう努めるものとする。</u> 2 県は、県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深めることができるよう、市町村及び関係団体と協力して、<u>障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発を行うよう努めるとともに、その学習の機会を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(県民等の理解の増進) 第九条 県は、手話についての県民及び事業者の理解を深めるため、<u>学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。</u> (支援) 第十条 県は、<u>手話についての理解及びその習得の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。</u> 2 県は、<u>市町村が手話についての理解及びその習得の促進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(支援) 第十二条 県は、<u>障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。</u> 2 県は、<u>市町村が意思疎通手段の利用の促進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。</u></p>
学ぶ機会の確保	<p>(啓発及び学習の機会の確保)(再掲) 第九条 県は、<u>県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深めることができるよう、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発を行うよう努めるとともに、その学習の機会を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(習得の機会の提供) 第八条 県は、<u>手話の習得を必要とする聴覚障害者及びその家族等並びにろう者の家族等が手話を習得することができるようにするため、その機会の提供等必要な措置を講ずるものとする。</u> (県民等の理解の増進)(再掲) 第九条 県は、手話についての県民及び事業者の理解を深めるため、<u>学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(学習の機会の提供等) 第九条 県は、<u>障害者の意思疎通手段の利用についての県民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 県は、<u>意思疎通支援者と連携し、障害者及びその保護者への意思疎通手段についての学習の機会の提供等必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

一体型と別立型の比較表(一体型:愛知県 別立型:青森県)

区分	愛知県(一体型)	青森県(別立型)	
条例名	手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	青森県手話言語条例	青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例
施行日	H28.10.18	R2.7.6	R2.3.27
学校等設置者の取組	<p>(学校等の設置者の取組)</p> <p>第七条 手話の利用を必要とする児童、生徒、幼児等が通学する学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三十四条第一項に規定する各種学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)の設置者は、当該学校等に通学する児童、生徒、幼児等に対し、手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努めるものとする。</p> <p>2 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童、生徒、幼児等が通学する学校等の設置者は、当該児童、生徒、幼児等の教育に携わる教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童、生徒、幼児等が通学する学校等の設置者は、当該児童、生徒、幼児等の保護者からの学校等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(学校等の設置者の取組)</p> <p>第七条 ろう者である児童、生徒及び幼児等(以下「児童等」という。)が在籍する学校、保育所等の設置者は、当該児童等が手話で学ぶことができるようにするため、当該児童等の教育に携わる教職員に手話に関する知識及び技能の向上のための研修を受けさせるよう努めるものとする。</p>	<p>(学校等の設置者の取組)</p> <p>第七条 意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒及び幼児等(以下「児童等」という。)が在籍する学校、保育所等(以下「学校等」という。)の設置者は、当該学校等に在籍する児童等に対する意思疎通手段についての啓発、学習の機会の確保等障害者の意思疎通手段の利用を促進するための取組を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 意思疎通手段の利用を必要とする児童等が在籍する学校等の設置者は、当該児童等の教育に携わる教職員に意思疎通手段に関する知識及び技能の向上のための研修を受けさせるよう努めるものとする。</p> <p>3 意思疎通手段の利用を必要とする児童等が在籍する学校等の設置者は、当該児童等及びその保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努めるものとする。</p>
人材育成・人材確保等	<p>(人材の養成等)</p> <p>第十条 県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者(以下「支援者」という。)が確保されるよう、市町村及び関係団体と協力して、支援者の養成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		<p>(意思疎通支援者等の養成)</p> <p>第十条 県は、障害者とは者との意思疎通が円滑に行われるようにするため、意思疎通支援者及びその指導者の養成のための研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。</p>
情報発信	<p>(情報の発信等)</p> <p>第十一条 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。</p>		<p>(意思疎通手段を利用した情報の発信)</p> <p>第十一条 県は、障害者が円滑に県政等に関する情報を取得することができるようにするため、意思疎通手段を利用して県政等に関する情報を発信するよう努めるものとする。</p>
災害時・非常時等における対応	<p>(情報の発信等)</p> <p>第十一条</p> <p>2 県は、障害者が災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。</p>		
事業者への支援	<p>(事業者に対する協力)</p> <p>第十二条 県は、事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を支援するため、事業者に対し、関係団体と協力して、必要な情報の提供その他の協力をを行うよう努めるものとする。</p>	<p>(支援)(再掲)</p> <p>第十条 県は、手話についての理解及びその習得の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。</p>	<p>(支援)(再掲)</p> <p>第十二条 県は、障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。</p>
調査研究	<p>(調査の実施)</p> <p>第十三条 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査を行うよう努めるものとする。</p>		
県民等の役割	<p>(県民の役割)</p> <p>第五条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第五条 県民は、基本理念にのっとり、手話及びその取得の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する手話についての理解及びその習得の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第五条 県民は、基本理念にのっとり、障害者の意思疎通手段の利用の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
事業者の役割	<p>(事業者の役割)</p> <p>第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進のため、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び障害者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びその習得の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する手話についての理解及びその習得の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 事業者は、基本理念にのっとり、障害者の意思疎通手段の利用の促進の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、障害者が意思疎通手段を利用できるようにするための合理的な配慮をするよう努めなければならない。</p>
財政上の措置	<p>(財政上の措置)</p> <p>第十四条 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第十一条 県は、手話についての理解及びその習得の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第十三条 県は、障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>